

ご意見をお寄せください

パブリック・コメント

西脇市公共施設等総合管理計画(改定)

西脇市公共施設等総合管理計画は、市が保有する公共施設、道路、上下水道などのインフラ施設を横断的にマネジメントするための計画です。

市は平成28年に計画を策定し、その計画に基づきながら公共施設マネジメントを推進してきました。このたび、各種データの時点更新やユニバーサルデザインなどの推進方針等を追記する改定を行うに当たり、市民の皆さんからご意見を募集します。

▶募集期間

2月1日(水)～28日(火)

▶閲覧場所

管財課・情報公開コーナー(市役所内)、図書館(みらいえ内)、市ホームページ

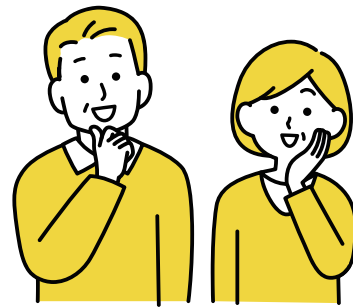
▶意見の提出方法

任意の様式で持参、郵送、ファクスまたはメールで下記へ(住所・氏名や団体名、電話番号を明記)

▶意見の提出先・問合せ

〒677-8511
西脇市下戸田128-1
西脇市管財課
☎22-3111(内線3017)
FAX 22-1014

✉fm-eizen@city.nishiwaki.lg.jp

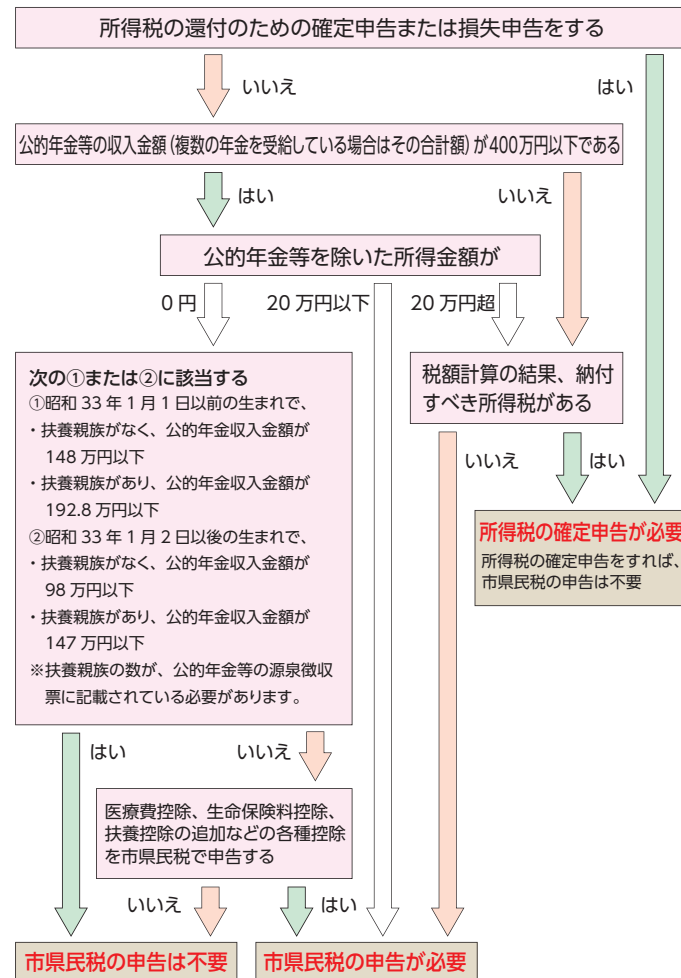


公的年金受給者の皆さんへ

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などの所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。

ただし、所得税の還付を受けようとする場合には、所得税の確定申告が必要です。確定申告が不要でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除の適用を受ける場合には、市県民税の申告が必要な場合があります。次のフローチャートでご確認ください。

市県民税の申告判定フローチャート



税の申告受け付け 始まります

2月16日(木)～3月15日(水)

市民交流施設あつまるスタジオ



市県民税の申告受付日程

(受付時間/午前9時～11時30分、午後1時～4時)

月日	対象地区	
2月	16日(木)～17日(金)	西脇地区
	20日(月)～21日(火)	比延地区
	22日(水)	芳田地区
	24日(金)、27日(月)～28日(火)	黒田庄地区
3月	1日(水)～3日(金)	津万地区
	6日(月)～8日(水)	日野地区
	9日(木)～10日(金)、13日(月)	重春地区
	14日(火)	野村地区
	15日(水)	前日までに来場できなかった方

※会場は市民交流施設あつまるスタジオです。

※休日は受け付けていません。

※期間前半や午前中は、例年大変混み合います。待ち時間が長くなりますので、ご了承ください。なお、混雑している場合は、入場をお断りする場合があります。

申告会場

あつまるスタジオは、市民交流施設1階にあります。



早めに済ませましょう
2月16日(木)～3月15日(水)に市民交流施設あつまるスタジオで、市県民税の申告を受け付けます。市県民税は、個人が前年中に得た所得に対して課税されるものです。申告に必要な書類を準備し、早めに手続きを済ませましょう。
所得税の確定申告は、西脇税務署で受け付けます。
▼問合せ
税務課(市役所内線1091)

した方には、事前に申告書を送付します。申告会場へご提出ください。申告書が必要な方は、税務課へお問い合わせください。**市県民税申告書**
申告の手引 農業用収支計算の手引
医療費控除の明細書の4つの様式は、市ホームページからもダウンロードできます。
収入がない場合でも、国民健康保険税、所得証明書などの基礎資料として申告が必要になる場合があります。申告書にその旨を記載し、ご提出ください。



「医療費控除の明細書」が必要です。必要事項を記入の上、申告会場へお越しください。なお、領収書の提出は不要ですが、ご自身で5年間保存してください。
感染拡大防止にご協力を
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用にご協力ください。また、体調不良や無用の付き添い者の入場はお控えください。

